

聖隷クリストファー大学オープンアクセス方針

(趣旨)

第1条 聖隷クリストファー大学(以下「本学」という。)は、本学の教育研究活動において生産された研究成果を学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元するために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(定義)

第2条 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(1) 公的研究資金とは、競争的研究資金、公募型の研究資金等をいう。
(2) 研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行した出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文、及び紀要論文等として掲載された学術情報をいう。

(研究成果の公開)

第3条 本学は、公的研究資金を用いた研究による成果を含めた教員の研究成果(以下「研究成果」という。)を、本学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開することを原則とする。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(適用の例外)

第4条 著作権及び知的財産権の実施等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

第5条 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(研究成果の提出とリポジトリへの登録)

第6条 研究成果の発行版がリポジトリでも公開可能である場合、本学は当該発行版をリポジトリに登録することができる。出版社が発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教員は、著者最終稿等の電子データを、できるだけすみやかに本学へ提出する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「聖隷クリストファー大学学術情報リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

(その他)

第7条 本方針で定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(改廃)

第8条 本方針の改廃は、図書館運営会議及び研究推進委員会の議を経て、部長会が行う。

附則 この方針は、2024年4月1日から施行する。